

令和8年度高岡市インターンシップ推進事業業務委託仕様書

1 業務名称

令和8年度高岡市インターンシップ推進事業業務委託

2 委託業務の目的

高岡市内の中小企業者（ここでいう中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）と学生のマッチングを図るため、インターンシップ推進事業（以下、「本事業」という。）を実施する。本事業を実施することにより、学生が市内の様々な企業を知る機会を創出し、就職の選択肢につなげるとともに、学生に選ばれる企業を育成することを目的とする。

あわせて、進学・就職期における若者の人材流出による転出超過の課題を踏まえ、市内企業で働く若手社員と学生との交流会を開催し、学生が地方での働き方等についての理解を深め、市内企業への就職の検討に向けた意識醸成を図ることを目指す。

これらの目的を達成するため、企画提案（プロポーザル）により、提案事業の有効性や実行性、参加者への事業の周知能力などを総合的に評価し、質の高い業務を行う最も適切な事業者を選定する。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) インターンシップの実施

高岡市内の中小企業と学生とのマッチングを図るため、インターンシップ事業を実施する。参加企業がインターンシップを実施する環境を整えると同時に学生が安心して参加できる環境を整えることとする。

受託者は、インターンシップの実施にあたり、参加企業の募集・選考、インターンシップ内容の指導・助言を行うほか、学生に対しては、参加者の募集・選考、インターンシップ参加に伴う相談業務を行う。

①時 期 大学等の夏季休暇期間中（7月から9月頃）

②方 法 5社の企業を組み合わせたインターンシップのコースを4コース設定し、実施する。各コース、原則1日1社×5日間とする。

実施場所は、原則参加企業の事業所内とする。

コースごとに参加学生が興味を持つようなテーマを設定すること。

（例：ものづくりコース、若手活躍コース等）

③対象企業 20社（高岡市内に本社または事業所を有する、市税等を完納している中小企業者）

④対象学生 約40名（1コースあたり10名程度とする）

令和 10 年春卒業予定者、その他、本事業に興味の持つ学生。但し、各コースの定員を超えた場合は、令和 10 年春卒業予定者を優先とする。

(2) 市内企業で働く若手社員と学生との交流会の実施

進学・就職期における若者の人材流出による転出超過の課題を踏まえ、市内企業で働く若手社員と学生との交流会を開催し、地方で働くことへの理解を深めるほか、具体的な業務内容や多様な働き方などを知ることにより、若い人材が地方で活躍していることを学び、市内企業への就職を意識付けできる内容とすること。

受託者は、若手社員の選定・交渉を行うほか、参加学生の募集・選考を行う。

①時 期 6 月頃

②対象学生 約 20 名

③方 法 交流会は対面及びオンラインによるハイブリッド方式により開催することとし、参加学生に若手社員の働き方等の魅力が十分伝わるよう、効果的な方法により実施すること。また、セミナー参加学生に対してインターンシップへの参加を促す内容とすること。

(3) 企業向けセミナーの実施

大学等の新規学卒者の採用活動を行う市内企業を対象に、企業の採用力強化に向けたセミナーを実施する。

①時 期 10 月から 2 月までの間

②方 法 対面による開催とする。

③対象企業 高岡市内に本社または事業所を有する、市税等を完納している中小企業者 20 社

④講義内容 ・新卒採用を始めとした採用活動に係る基本的な知識を得ることができ、参加企業が実践に生かせる内容とすること。
・学生の就職活動において、積極的に動画が活用されている現状を踏まえ、動画制作ノウハウや活用方法を習得し、企業の情報発信力を強化する実践的な内容とすること。

※セミナーは合計 3 回開催することとし、複数回に及ぶセミナーの実施を可とする。

(4) 参加学生へのフォローアップ

インターンシップ及び若手社員との交流会終了後に、希望する学生に対して、参加企業の採用情報などを提供する機会を設けるなど、就職活動につながるフォローアップの方策を提案すること。

(5) 参加企業へのフォローアップ

インターンシップ参加企業に対しては、本事業を通してインターンシップのノウハウを獲得し、学生に選ばれる企業となるためのフォローアップの方策を提案すること。

(6) 事業のプロモーション業務

本事業の受託者は、事業の周知広報のため、WEB サイト等の広報媒体を通じて企業情報を掲載し、参加企業や参加学生の募集を広く行うこととし、広報方法や対象地域、

広報回数（頻度）について提案すること。（複数ある場合は、すべて記載すること。）

また、インターンシップ参加企業の企業 PR を効果的に行うため、企業 PR 動画を活用し広報すること。また、企業 PR 動画を制作する必要がある場合は、動画の制作を行うこととし、動画制作にあたり企業負担を求める場合は、金額の設定について高岡市と協議のうえ決定すること。

その他、参加企業の企業 PR を効果的に行うための有料の追加メニューを提示することを可能とし、追加メニューの内容及び金額設定は、高岡市と協議のうえ決定すること。なお、追加メニューに係る契約は、参加企業と受託者とで締結すること。

(7) 参加負担金の徴収

本事業の受託者は、インターンシップ参加企業から参加負担金を徴収し、高岡市へ納入すること。金額については、高岡市と協議のうえ、決定すること。

(8) 報告書の作成

各実施内容について取りまとめを行い、報告書を作成する。なお、報告書には、参加企業及び参加学生の意見の集約、それらを取りまとめた上での考察を行う。

(9) 成果品の納入

本事業で納入する成果品等は以下のとおり。

- | | |
|-----------------|-----|
| ・業務実施計画書 | 1 式 |
| ・業務報告書 | 1 式 |
| ・その他、市が必要と認めたもの | 1 式 |

(10) その他

受託者は、上記の業務を実施するにあたり、事業が円滑に行われるよう高岡市との調整、参加企業との調整、事業全体の統括等を行う。

5 留意事項

(1) インターンシップ及び若手社員との交流会実施にあたっての留意事項

- ①インターンシップの実施においては、単位取得や授業日程などの参加学生の事情と、参加企業の事情との双方を考慮して、実施時期を決定し実施すること。また、双方の事情によっては、実施期間は必ずしも連続した日程である必要はないものとする。その他、県外学生等を募集する際においては、参加しやすい日程になるよう配慮すること。
- ②インターンシップ実施の際は、参加学生の安全を図るため、インターンシップ総合保険等の保険への加入を参加企業及び参加学生に推奨するなど、その安全確保に努めること。
- ③様々な大学等の様々な学部・学科や学年の学生が参加することを想定して、参加企業等を選定するとともに、インターンシップについては従事する業務内容が実施時期や学生の属性（学部・学科や学年など）にふさわしい内容とする。また、インターンシップ及び若手社員との交流会を実施する際は、将来的に市内の企業で働くイメージができる内容とすること。

(2) その他の留意事項

- ①受託者は、実施内容や使用する資料については、事前に高岡市と協議すること。
- ②受託者は、事業実施のために必要な運営スタッフの手配、問い合わせ窓口等、本事業実施に係る一切の業務を行うこと。

6 その他

(1) 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令及び条例、その他の規定等を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報の管理及び取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に行うこととし、万一、個人情報に関する事故が発生した場合は、直ちに市にその旨報告しなければならない。

(3) 守秘義務

業務の遂行上知り得た一切の事項について、これを第三者に漏洩してはならない。

(4) 成果物の帰属

本事業の実施により得られた成果品、情報等は、高岡市に帰属し、受託者は許可なく使用または流用してはならない。また、高岡市が貸与した資料に基づく成果品データの著作権・所有権等の権利は、高岡市が有する。

(5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務の全部または大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、高岡市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。再委託の可能性がある場合は、提案書の中であらかじめ明記すること。

(6) 参加学生・企業の確保

受託者は、参加学生及び企業を確保するために効果的と思われる広報活動を行い、最大限の努力を行うこと。

(7) 留意事項

受託者は、実施内容や使用する資料については、事前に市と協議すること。

また、受託者は、必要があると認めるときは、高岡市の承認を得て、高岡市に対し、業務委託料の全部又は一部を概算で請求することができる。